

秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者募集要項

秋田市農山村地域活性化センターの管理を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 秋田市農山村地域活性化センターの概要

- (1) 正式名称 秋田市農山村地域活性化センター
- (2) 所在地 秋田市上新城五十丁字小林190番地1
- (3) 設置目的 本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図る。

(4) 規模等

- ア 構造 (旧校舎) 鉄筋コンクリート造2階建
(旧体育館) 鉄骨造1階建
- イ 敷地面積 3,347.32㎡
- ウ 延床面積 2,680.18㎡
- エ 建築年月 (旧校舎) 平成3年3月
(旧体育館) 平成2年1月
- オ 開設年月 平成31年4月1日
- カ 各階概要

階層	室名	用途・概要等
1階	研修室1	57.6㎡
	研修室2	68.0㎡
	研修室3	85.0㎡
	研修室4	67.5㎡
	多目的ホール	838.94㎡
	事務室	1室
2階等		691.29㎡

※2階等については、防犯および防火、その他の異常に関する監視を行う。

(5) 施設利用者数の実績（過去4年間）

- 平成31年度 13,460人
- 令和2年度 11,904人
- 令和3年度 12,895人
- 令和4年度 12,407人

2 指定管理者に行わせる管理業務

※詳細は「秋田市農山村地域活性化センター管理業務仕様書」をご覧ください。

- (1) 農業、自然、地域文化等に関する体験および学習その他農山村地域の活性化に資する催しの企画および運営に関すること
- (2) 利用の許可に関すること
- (3) 利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること
- (4) 利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること
- (5) 施設、附属設備等の維持管理に関すること
- (6) (1)～(5)のほか、市長が施設の管理運営上必要と認めること

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中において指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8号に規定する利用料金制（指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受）を採用します。
- (2) 秋田市農山村地域活性化センターの管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払います。
- (3) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。
- (4) 指定管理料の実績（過去5年間）

平成31年度	26,436,906円
令和2年度	32,289,000円
令和3年度	32,085,000円
令和4年度	32,112,300円
令和5年度	32,527,200円

5 申請をする団体に必要な資格

- (1) 有資格条件
 - ア 秋田市内に本社又は本店を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - イ 当該施設と同等規模の施設の管理を行った実績のある団体であること。
 - ウ 研修室および多目的ホール等を活用し、施設の設置目的に沿った各種イベント又は講座等の事業運営を行うことができる団体であること。
- (2) 欠格事項
 - ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2

項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む）

ウ 申請の日において現に本市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更正手続が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

6 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、「指定管理者指定申請書」（様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

※詳細は「秋田市農山村地域活性化センター指定管理者申請書類一覧」（別紙1）をご覧ください。

ア 誓約書（様式2）

イ 秋田市農山村地域活性化センターの管理運営業務に関する事業計画書（様式3）

ウ 秋田市農山村地域活性化センターの管理運営業務に関する収支予算書（様式4）

※詳細は「秋田市農山村地域活性化センターの管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書作成要領」（別紙2）をご覧ください。

エ 定款および登記事項証明書（申請書提出日現在のもの）

オ 令和4年度および令和3年度の事業活動の概要を記載した書類

カ 令和4年度および令和3年度の収支決算書

キ 令和4年度および令和3年度の財産目録

ク 令和4年度および令和3年度の貸借対照表

ケ 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

コ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）

サ 市税に係る完納証明書（直近のもの）

シ 印鑑証明書（申請書提出日現在のもの）

ス 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）

セ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出場所 〒010-8560
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部産業企画課6次産業・販売戦略担当
- (3) 受付期間 令和5年10月2日(月)から令和5年10月27日(金)まで
(土・日、祝日を除く)
- (4) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。10月27日午後5時までに必着のこと。)してください。郵送の場合は、必ず電話にて到着を確認してください。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

(6) 提出部数

正本1部、副本15部を提出してください(副本は複写可)。

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、上記(2)の窓口で交付します。

なお、受付期間、受付時間は上記(3)、(4)のとおりとします。

※郵送で交付を求める場合は、210円分の切手を貼った返信用封筒(角形2号)を同封し、秋田市産業振興部産業企画課まで送付してください。また、返信用封筒には、送付先および送付先住所を記載してください。

(8) 現地説明会(開催予定)

ア 日 時 令和5年10月17日(火)

イ 場 所 秋田市上新城五十丁字小林190番地1
秋田市農山村地域活性化センター

※当日、午後2時00分までに現地に集合してください。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、電話又は電子メールで秋田市産業振興部産業企画課に連絡してください。

申込締切は、10月11日(水)午後5時まで。申込みの際、団体の名称、参加希望者の氏名および連絡先をお知らせください。参加者数は1団体、3名以内とします。

※申込がない場合は、説明会を開催しません。

(9) 質問事項の受付

ア 受付期間 令和5年10月12日(木)から令和5年10月20日(金)まで(土・日、祝日を除く)

イ 受付方法 質問票(様式5)に記入の上、持参又は電子メールで提出してください。

ウ 回答方法 随時回答します。回答は、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてに電子メールで行います。

(10) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(11) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(12) その他留意事項

ア 申請に当たっては、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）を了承のうえ申請してください。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市産業振興部指定管理者選定委員会による選定

秋田市産業振興部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、「指定管理者の選定基準」に則り、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。

(2) 指定管理者の選定基準

「秋田市農山村地域活性化センターの管理運営業務に関する事業計画書」（様式3）（以下「事業計画書」という。）の各項目は、別に定める指定管理者の選定基準に沿って設定しています。

(3) 審査の方法

ア 提出された事業計画書については、選定基準を満たしているか、選定委員会事務局において事前に審査します。その際、提出書類について説明を求める場合があります。

イ 選定委員会では、事前審査の結果について議論、検討を行った後、申請者による事業計画書の項目7を中心としたプレゼンテーションを行い、委員による総合的な評価により指定管理者の候補者および次点候補者を決定します。

(4) 選定期間および結果の通知

申請者によるプレゼンテーションおよび選定は令和5年11月上旬に行います（開催日は、後日書面により通知します。）。

選定結果については、選定委員会終了後、速やかに書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表します。

8 公募から管理運営までのスケジュール

令和5年10月 2日(月)～10月27日(金)	公募期間
令和5年10月11日(水)	現地説明会申込み期限
令和5年10月17日(火)	現地説明会(開催予定)
令和5年10月12日(木)～10月20日(金)	質問事項の受付
令和5年11月上旬	申請者によるプレゼンテーション
	選定委員会による候補者の選定
令和5年12月下旬	指定管理者の議決(11月定例議会)
令和6年 3月	協定の締結
令和6年 4月 1日(月)	指定管理者による管理運営の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結するものとします。

(1) 基本協定の主な内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 指定管理料および利用料金に関する事項
- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング(事業評価)に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の主な内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関する事。
- ウ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定にあたり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合があります。

- (2) 秋田市農山村地域活性化センターの利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届（様式6）を提出してください。

11 問い合わせ先

秋田市産業振興部産業企画課 電 話 0 1 8 - 8 8 8 - 5 7 2 5
6次産業・販売戦略担当 メール ro-agmn@city.akita.lg.jp

12 参考資料

- (1) 秋田市農山村地域活性化センター指定管理業務仕様書
- (2) 法令抜粋資料
- ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）および同施行規則（平成17年秋田市規則第43号）
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項
 - エ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条
 - カ 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）
 - キ 秋田市農山村地域活性化センター条例施行規則（平成30年秋田市規則第37号）